

～ 監督署からのお知らせ ～

奈良県最低賃金

時間額 **896円**

(令和4年10月1日発効)



奈良労働局

大淀労働基準監督署

賃金の引上げに向けた取組について（検討の依頼）

～ パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する取組について ～

政府は、新しい資本主義の考え方にに基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。 【2頁参照】

トラック運送における荷主（荷物の出し手、荷物の受け取り手）・元請運送事業者の取組について（協力の要請）

～ 長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について ～

自動車運転者を雇用する事業者の取組について

道路貨物（トラック）運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、この要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し、健康で安全に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。 【3頁参照】

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、自動車運転者を労働者として使用するすべての事業者に適用されます。改善基準告示に沿った労務管理（運行管理）が必要です。 【3頁参照】

同一労働同一賃金の新しいルールについて（令和3年4月改正）

～ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について ～

正規雇用労働者（正社員）と非正規雇用労働者（パートタイマー、アルバイト等）との間

派遣労働者と「派遣先の通常の労働者」との間

の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようなルールを整備し、多様で柔軟な働き方を選択できる社会にします。 【4頁参照】

賃金の引上げに向けた取組について（監督署からの要請文）

（１）政府の方針（令和３年１２月２７日閣議了解）

政府は、令和３年１２月２７日付けで「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」を閣議了解しました。



（２）厚生労働省の取組（労働基準監督署からの要請の内容）

令和５年２月１３日

事業主各位

大淀労働基準監督署

賃金引上げに向けた取組について

- 政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境整備を行っています。
- また、賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などの取組を行っています。
- 労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。
- つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合ってくださいなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

（※）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく各省庁における取組については、こちらをご参照ください。

（URL）https://www.ccs.go.jp/jp/seisaku/starashii_sihonsyugi/partnership/index.html



（※）賃金引上げ特設ページ

（URL）<https://www.saitechingin.info/chingin/>





トラック運送における荷主（荷物の出し手、荷物の受け取り手）・元請運送事業者の取組について（協力の要請）

～ 長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について ～
自動車運転者を雇用する事業者の取組について

（１）荷主・元請運送事業者に協力要請する背景及び要請事項について

道路貨物（トラック）運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷主の皆様による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。

つきましては、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、次の事項の実施に努めていただきますようお願いいたします。

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。

2 「改善基準告示」の周知及び遵守への協力

運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。

改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。

（２）トラックにかかる「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の概要（令和6年4月以降） 例外、特例の詳細は省略

拘束時間（始業から終業までの時間をいい、具体的には、日常点検・乗務前点呼、荷物の積み込み・積降し、運転時間、休憩時間（仮眠時間を含む）、事務処理時間、時間外労働時間などが拘束時間に入ります。）

- ・ **1日** 原則 **13時間**以内 / 最大15時間以内（14時間超えは1週間2回以内）
- ・ **年間** 原則 **3,300時間**以内 かつ **1か月 284時間**以内

休息期間（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

原則 **継続11時間**以上（最低 継続9時間以上）

運転時間

2日（始業から起算して48時間以内）平均で、**1日あたり9時間**以内

連続運転時間（連続して運転できる時間）

4時間以内

ほか

(3) トラック運転者の労働災害（交通災害、荷役作業災害）の防止について

トラック運送事業者の皆様はもとより、荷主及び元請事業者の皆様も、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を順守し、トラック運転者の交通事故の防止や、荷物の積込み・積降し作業中等の労働災害防止にご協力をお願いします。

交通労働災害防止のためのガイドライン

- ・ 労働時間、休憩、運転時間など労働基準法や改善基準を遵守した適正な走行計画の作成及び運転者への指示
- ・ 安全教育の実施
- ・ 交通安全情報マップの作成
- ・ 健康診断の実施
- ・ など



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

- ・ 荷役作業に適した服装、保護具（墜落時保護用ヘルメット、安全靴等）の着用
- ・ 荷台からの墜落防止対策の徹底（昇降設備の使用等）
- ・ フォークリフトでは、有資格者による運転、特定自主検査の実施、作業計画の作成、用途外使用の禁止（人の昇降に使用しない）
- ・ など



(4) 無料で利用できる相談窓口について

「トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター」

ア 「改善基準告示」等のことについて

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るために、「**トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター**」を令和4年8月から開設しています。



特別相談センターでは、荷主企業からの作業環境改善に関する相談や、運送事業者からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を無料で実施します。

イ 働き方改革の内容を含む労務管理全般について

事業者の皆様が安心してご相談できる窓口として、「**奈良働き方改革推進支援センター**」を設けております。ご相談内容は、行政機関を含め外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。



同一労働同一賃金の新しいルールについて（令和3年4月改正）

正規雇用労働者（正社員）と非正規雇用労働者（パートタイマー、アルバイト等）との間
派遣労働者と「派遣先の通常の労働者」との間

の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようなルールを整備し、多様で柔軟な働き方を選択できるようにします。なお、事業主には、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者に対する説明義務が課せられています。



その他の労務管理上の留意点 ほか

(1) 年次有給休暇の付与及び取得推進について

パート・アルバイトにも年次有給休暇を付与し、その取得推進を図りましょう。

また、年間の付与日数が10日以上の労働者には、本人の意向を確認の上で**5日分**を時季指定して与えてください。

(2) 「月60時間を超える時間外労働」に対する時間外割増賃金について(令和5年4月改正)

月60時間を超える時間外労働の割増率は、**令和5年4月1日**から「**50%以上**」(割増率1.5)に引き上げられます。
(大企業は施行済み)

〔大企業、中小企業の区別〕

業種(日本標準産業分類※2)	資本金額または出資の総額 ※1		常時使用する労働者数 ※1		大企業、中小企業の別
小売業(小売業、飲食業)	5000万円超	かつ	51人以上	⇒	大企業
	5000万円以下	または	50人以下	⇒	中小企業
卸売業	1億円超	かつ	101人以上	⇒	大企業
	1億円以下	または	100人以下	⇒	中小企業
サービス業(宿泊業、医療、福祉など)	5000万円超	かつ	101人以上	⇒	大企業
	5000万円以下	または	100人以下	⇒	中小企業
その他(製造業、運送業、建設業など)	3億円超	かつ	301人以上	⇒	大企業
	3億円以下	または	300人以下	⇒	中小企業

- 1 事業場(工場、支店、営業所など)ではなく、企業単位で判断する。
- 2 日本標準産業分類は、総務省統計局ホームページに掲載されている。

就業規則の内容を変更し、
管轄労働基準監督署へ届け出が必要ですよ！

(3) 職場におけるハラスメントの防止について(令和4年4月改正)

改正労働施策総合推進法ほか関係法令が中小企業にも適用されました。

いじめ・嫌がらせ(ハラスメント)は、労働者の働く意欲の低下や心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、職場全体に大きな問題を引き起こしますので、いじめ・嫌がらせ(ハラスメント)の防止対策を講じ、快適で明るい職場環境づくりに取り組みましょう。



〔ポイント〕

パワハラ の定義

パワハラとは、「優越的な関係を背景とした」「業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により」「労働者の就業環境が害されること」です。

パワハラ の類型

身体的な攻撃(暴行、傷害)、精神的な攻撃(名誉棄損、侮辱、ひどい暴言)、人間関係からの切り離し(仲間外し、無視)、過大な要求(不要なことや不可能なことの強制)、過小な要求(仕事を与えない)、個の侵害(私的なことへの過度な介入)

(4)「STOP! しわ寄せ」の取組について

下請け等中小企業に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを行わないにしましょう。

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩みを抱えていませんか?

下請かけこみ寺 にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺 相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名依頼可能 **0120-418-618**

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談を受け付けます。

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



電話相談

電話で相談員がお答えします

下請かけこみ寺 相談部

0120-418-618

【受付時間】
平日9:00～12:00 / 13:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」にご連絡ください。



オンライン相談

オンライン上の対面で
相談員がお答えします。



対面相談

対面で相談員がお答えします

調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら

0120-300-217

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」にご連絡ください。



賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



CASE 1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

- COMPANY PROFILE > 企業プロフィール
- 本社所在地: 東京都台東区駒形
 - 従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE 2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

- COMPANY PROFILE > 企業プロフィール
- 本社所在地: 長野県岡谷市
 - 従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは
こちら



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）		経営強化税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）			
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。			(⑥と同じ)

⑧ 事業再構築補助金		事業再構築補助金	検索
問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080			
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。			


⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		ものづくり補助金	検索
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）			
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。			


⑩ 小規模事業者持続化補助金		持続化補助金	検索
問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6747-4602			
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。	(商工会地区) 	(商工会議所地区) 	


⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金		IT 導入補助金	検索
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424			
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。			


⑫ 事業承継・引継ぎ補助金		事業承継・引継ぎ補助金	検索
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043			
事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。			

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	下請ガイドライン	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		



⑭ パートナーシップ構築宣言	パートナーシップ構築宣言	検索
問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話： <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688		
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	官公需基本方針	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		


⑯ 官公需情報ポータルサイト	官公需ポータルサイト	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度	セーフティネット貸付	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795		
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		


⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	マル経融資	検索
問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店		
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	(日商) 	(公庫) 

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金	建設事業主等に対する助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度等を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。		

㉔ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉕ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(2023.1)